住所　大阪市淀川区十八条２丁目５番27号
金朗子　昭和20年３月12日生
宣遵　昭和48年３月２日生
住所　大阪市住之江区住之江３丁目７番17号
金吏惠　昭和51年４月20日生
住所　大阪市天王寺区勝山２丁目20番２号
金孟　昭和50年７月22日生
住所　大阪市生野区桃谷４丁目３番13号
金真佑　昭和63年３月４日生
金真瑤　平成元年９月12日生
住所　大阪府東大阪市中小阪２丁目10番13号
金安秀　昭和27年３月４日生
住所　大阪市阿倍野区阿倍野筋５丁目13番１号
金豊吉　昭和40年３月18日生
住所　大阪市中央区松屋町住吉１番８号
金良美　昭和59年１月16日生
住所　大阪府枚方市津田東町２丁目12番６号
河政勝　昭和54年２月13日生
住所　大阪市生野区巽北２丁目13番21号
金真紀　昭和48年９月29日生
住所　大阪市阿倍野区阿倍野筋２丁目３番11号
安美樹　昭和55年12月５日生
住所　大阪府東大阪市友井５丁目２番20―1202号
金修次　昭和49年６月５日生
住所　大阪府東大阪市日下町３丁目４番15号
李奈央　昭和48年11月３日生
住所　大阪市城東区放出西１丁目２番51―1502号
趙貴男　昭和58年３月22日生
住所　兵庫県赤穂郡上郡町光都２丁目20番１―701号
趙貴司　昭和61年６月19日生
住所　大阪市生野区田島３丁目４番33号
朴一正　昭和48年５月22日生
朴奈津子　昭和50年７月７日生
住所　大阪市生野区巽北３丁目20番11―702号
変祥子　昭和57年９月２日生
住所　大阪市東淀川区大桐１丁目18番26号
李武彦　昭和43年10月17日生
住所　大阪市鶴見区放出東２丁目７番７号
高美香　昭和45年12月１日生
住所　堺市中区深井清水町3605番地
金良嵩　昭和54年５月10日生
住所　大阪市東淀川区東中島１丁目12番16号
宋咲南子　昭和48年12月16日生
住所　大阪府交野市星田９丁目24番12号
鄭淑賢　昭和21年１月10日生
住所　大阪市東住吉区中野４丁目８番27号
金峰子　昭和49年９月20日生
住所　さいたま市南区南本町２丁目23番12―203号
崔玥子　昭和55年９月25日生
住所　埼玉県川口市芝園町３番１―1130号
劉福泰　昭和53年11月20日生
劉詩瑶　平成22年12月28日生
住所　埼玉県鶴ヶ島市大字藤金87番地19
何青　昭和52年11月26日生
住所　埼玉県所沢市御幸町３番12―207号
元陽子　昭和59年12月13日生
住所　愛知県刈谷市一ツ木町６丁目17番地８
フェルナンド・ヒロシ・ハラノ　昭和57年６月８日生
住所　愛知県北名古屋市久地野職立115番地
ミライ・ソリマン　平成11年９月24日生
住所　愛知県半田市旭町２丁目27番地１
ロシオ・ジョーバナ・シゲト・ムーニョス　昭和44年３月24日生
住所　名古屋市港区多加良浦町４丁目172番地
金昌泳　昭和32年２月10日生
李文子　昭和35年１月15日生
金和広　昭和59年11月26日生
住所　名古屋市港区小碓３丁目256番地
金明広　昭和60年12月13日生
住所　名古屋市千種区本山町２丁目50番地
徐瑛莉　昭和53年12月11日生
住所　岐阜県瑞浪市陶町猿爪483番地５
尹春根　昭和７年６月15日生
趙凞伊　昭和10年７月21日生
尹美智子　昭和40年１月31日生
住所　東京都足立区保木間４丁目６番３―504号
韓司旭　昭和36年12月７日生
住所　東京都足立区弘道１丁目39番８号
梁正道　昭和63年10月26日生

○法務省告示第七十二号

裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（平成十六年法律第百五十一号）第五条の規定に基づき、次の者が行う民間紛争解決手続の業務の認証をしたので、同法第十一条第一項の規定に基づき、公示する。

平成二十五年二月十九日

法務大臣　谷垣　禎一

認証紛争解決事業者の名称及び住所

長野県司法書士会

長野市大字南長野妻科三百九十九番地１

認証年月日

平成二十五年二月一日

○法務省告示第七十三号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十三年一月六日法務省告示第五号の一部を次のように改正する。

平成二十五年二月十九日

法務大臣　谷垣　禎一

第二号イの表株式会社ヤマシの項から田原罐詰株式会社の項まで、株式会社大観社の項、株式会社栗原園の項、株式会社ダイコウリビングの項及び株式会社フジリンクスの項を削る。

第二号ロの表ライテック株式会社の項を削り、同表有限会社鳥扇の項中「埼玉県さいたま市西区大字西遊馬八百八十三番地の二十」を「埼玉県上尾市大字平方二千六百七十八番地」に改め、同表ジェス株式会社の項から株式会社伊藤興業の項までを削り、同表株式会社フジ食品の項中「神奈川県高座郡寒川町一之宮四丁目二番十三号」を「神奈川県高座郡寒川町一之宮四丁目九番八十号」に改め、同表有限会社日本海ファームの項から日興食品株式会社の項まで及び有限会社ウェルシーファームの項を削る。

第二号中「平成二十三年一月六日から平成二十五年二月五日」を「平成二十五年二月十九日から二年を経過する日」に改める。

○法務省告示第七十四号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の四の表の留学の項の下欄に掲げる活動の項の下欄の規定に基づき、平成二年法務省告示第百四十五号（出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の留学の在留資格に係る基準の規定に基づき日本語教育機関等を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十五年二月十九日

法務大臣　谷垣　禎一

別表第一北海道ヒロ・コミュニケーション専門学校の項を削り、同表ＪＬＡ日本語学校の項中「ＪＬＡ日本語学校」を「東京ＪＬＡ外国語学校」に改め、同表財団法人アジア学生文化協会・専修日本語課程四月コース、同・専修日本語課程十月コース、同・専修日本語課程四月コース（二年コース）の項中「財団法人アジア学生文化協会・専修日本語課程四月コース、同・専修日本語課程十月コース、同・専修日本語課程四月コース（二年コース）」を「財団法人アジア学生文化協会・専修日本語課程四月コース、同・専修日本語課程十月コース、同・専修日本語課程四月コース（二年コース）、同・大学進学日本語課程四月コース、同・大学進学日本語課程十月コース、同・大学進学日本語課程四月コース（二年コース）」に改め、同表東京ＨＯＰＥ日本語国際学院の項の次に次のように加える。

アン・ランゲージ・スクール練馬校	東京都

別表第一ＫＬＳ名古屋日本語学院の項を削り、同表名古屋国際外語学院の項の次に次のように加える。

ＥＳＬラボ日本語学院名古屋	愛知県

別表第一関西語言学院の項中「関西語言学院」を「学校法人育英館関西語言学院・進学１年半コース、同・進学２年コース」に改め、同表セイコー学院外語センターの項、神戸ＹＭＣＡ日本語学校の項、姫路ＹＭＣＡ日本語学校の項及びみずほ外語学院の項を削り、同表長崎情報ビジネス専門学校日本語科の項の次に次のように加える。

長崎日本語学院	長崎県

別表第一宮崎情報ビジネス専門学校の項の次に次のように加える。

豊栄インターナショナル日本語アカデミー	宮崎県